

10月から

国民健康保険(70歳以上の方)の

自己負担が変わります

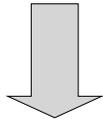
一定以上の所得の方は、
2割から3割に

70歳以上で、高齢受給者証で医療を受ける方のうち、一定以上の所得がある方は、医療機関に支払う自己負担割合が2割でしたが、10月から3割に引き上げられます。

これまでの自己負担割合「2割」の受給者証は、9月30日で期限が切れています。10月1日からご使用いただく自己負担割合「3割」の受給者証を送りましたのでご確認ください。

◆自己負担割合 (9月30日まで)

一定以上所得者	2割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割



◆自己負担割合 (10月1日から)

一定以上所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

※一定以上所得者…同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者(老人保健受給者も含む)がいる場合

※低所得Ⅰ・Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の場合など

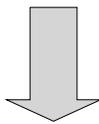
◆自己負担限度額 (9月30日まで)

	外来+入院 (世帯単位)	
	外来(個人単位)	
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 ※医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算 ※過去12か月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は40,200円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円



1か月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給さ

高額療養費の自己負担
限度額を一部引き上げ



◆自己負担限度額 (10月1日から)

	外来+入院 (世帯単位)	
	外来(個人単位)	
一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円 ※医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算 ※過去12か月間に世帯単位の自己負担限度額を超えた支給があった場合、4回目以降は44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

れますが、その自己負担限度額が一部引き上げられます。
なお、高額療養費の支給には申請が必要です。



◆住民課

保険年金担当

☎ 6571

有線 7784